

ニュース・ダイジェスト／

「全国一律制へ動き出すべき」    日弁連が会長声明／社保料減免など中小支援提言

日本弁護士連合会は4月10日、最低賃金に関する、瀧上玲子会長の声明を発表した。国と自治体には十分な中小企業支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会には大幅引き上げの答申と、地域間格差を是正するための全国一律最賃制度実現の提言を行うよう求めている。

声明は（１）厚生労働省・毎月勤労統計の所定内賃金の時給換算額が1500円を大きく上回ること（２）最賃の地域間格差が最大212円に上り経済のマイナス要因となっていること（３）昨年度改定で時給を84円引き上げた徳島では雇用や経営状況に大きな変化が見られないこと（４）中賃目安に対し、下位ランク地方の大幅な上積みが続いていること――などを指摘。「現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべき」とした。

2020年代中の1500円達成という政府目標の実現には、単純計算で今後、毎年89円の引き上げが必要となる。

声明は、「業務改善助成金」など現行の国の中小企業支援策では、助成対象が生産性向上を促す設備投資などの費用に限られていることなどから不十分であると指摘。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減、人件費・労務費上昇分の価格転嫁を適正に反映させるための「法規制の充実と監視行政の充実」を訴えている。

「海員だより」